

国で全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求める意見書

安心して子育てができる環境づくりが求められている中、子育て世帯の経済的負担の軽減等を目的として、現在全ての都道府県において、市町村が実施する子ども医療費助成事業に対する助成をおのおの実施しているところである。

本県では、平成22年12月に入院及び通院の医療費助成の対象年齢を小学校就学前から小学校3年生までに引き上げ、さらに平成24年12月には、入院の対象を中学校3年生まで引き上げてきたところであるが、実施主体である市町村間においては、対象年齢、自己負担金、及び所得制限等で格差が生じている。

また、都道府県間においても、対象年齢や給付方法等制度内容が異なっており格差が生じている。

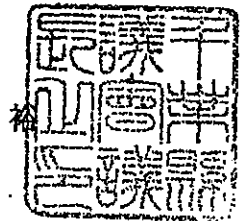
少子化や子どもの貧困化が深刻化する中で、居住地に関係なく、誰もが等しく安心して子どもを産み育てることができる環境を時代に合わせて整備していくべきである。子どもへの医療費助成についても、国の主導のもとに、全国で統一した制度を構築し、国、県、市町村が一体となって取り組んでいく必要がある。

よって、本議会は、国の責任において、全ての子どもを対象とする全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月1日

千葉県議会議長 宇野



参議院議長 伊達 忠一 様